

令和7年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 （5月27日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
新管理者挨拶	5
執行部紹介	5
議員自己紹介	6
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
議会代表者会議の報告	8
会期の決定	9
副議長の選挙	9
副議長就任の挨拶	10
議会運営委員会委員の選任	10
議会運営委員会正副委員長互選	10
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	11
日程の追加	11
議長辞職許可について	12
日程の追加	13
議長の選挙	13
議長就任の挨拶	14
諸報告	14

一般質問	1 6
管理者提出議案の上程及び説明	4 2
議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決	4 2
議案第 8 号の説明、採決	4 4
閉会中の継続審査の件	4 5
管理者挨拶	4 5
閉 会	4 6

埼玉中部環境保全組合告示第3号

令和7年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月19日

埼玉中部環境保全組合 管理者 神 田 隆

1 期 日 令和7年5月27日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2) 議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員（13名）

1 番	後	藤	耕	佑	議員	2 番	西	尾	綾	子	議員
3 番	川	崎	葉	子	議員	5 番	金	子	雄	一	議員
6 番	竹	田	悦	子	議員	7 番	青	野	康	子	議員
8 番	桜	井		卓	議員	9 番	湯	沢	美	恵	議員
10 番	村	田	裕	子	議員	11 番	福	井		学	議員
12 番	大	野	陽	康	議員	13 番	岩	崎		勤	議員
14 番	杉	田	しのぶ		議員						

○ 不応招議員（なし）

令和7年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和7年5月27日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
 - 第2 議席の指定
 - 第3 会議録署名議員の指名
 - 第4 議会代表者会議の報告
 - 第5 会期の決定
 - 第6 副議長の選挙
 - 第7 議会運営委員会委員の選任
 - 第8 議会運営委員会正副委員長の互選
 - 第9 議長辞職許可について
 - 第10 議長の選挙
 - 第11 諸報告
 - 第12 一般質問
 - 第13 管理者提出議案の上程及び説明
 - 第14 議案第7号の説明、質疑、討論、採決
 - 第15 議案第8号の説明、採決
 - 第16 閉会中の継続審査の件
- 閉 会

○出席議員（１３名）

１番	後藤耕佑	議員	２番	西尾綾子	議員
３番	川崎葉子	議員	５番	金子雄一	議員
６番	竹田悦子	議員	７番	青野康子	議員
８番	桜井卓	議員	９番	湯沢美恵	議員
１０番	村田裕子	議員	１１番	福井学	議員
１２番	大野陽康	議員	１３番	岩崎勤	議員
１４番	杉田しのぶ	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	神 田 隆 君
副 管 理 者	並 木 正 年 君
副 管 理 者	三 宮 幸 雄 君
会 計 管 理 者	嶋 崎 堅 良 君
事 務 局 長 兼 施 設 課 長	藤 倉 聡 君
総 務 課 長 兼 総 務 課 係 長	大 澤 修 一 君
建 設 推 進 課 長	宮 澤 祐 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	青 木 伸 祥
-----	---------

◎新管理者挨拶

○金子雄一議長 皆様、おはようございます。令和7年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会の開会に当たりまして、去る4月20日に執行されました吉見町長選挙において、めでたくご当選されました神田町長には、当組合の管理者としてお務めいただくわけでございます。

ここで、神田管理者からご挨拶をいただきたいと存じます。

神田管理者。

○神田 隆管理者 皆さん、改めましておはようございます。貴重な時間をいただきまして、管理者の就任のご挨拶をさせていただきます。

去る4月20日に執行されました吉見町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご支援とご厚情を賜りまして当選させていただき、5月8日から吉見町長に就任いたしました。

あわせて、このたび並木市長さん、三宮市長さんのご推挙をいただきまして、埼玉中部環境保全組合の管理者に就任させていただきました。もとより微力ではございますが、誠心誠意努力してまいりますので、今後とも皆様の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の管理者の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○金子雄一議長 神田管理者、よろしくお願いします。

◎執行部紹介

○金子雄一議長 本定例会は、構成市町の各議会におきまして、組合議会議員の改選が行われましたことから、初めて対面する方もいらっしゃると思いますので、管理者から初めに執行部及び事務局職員のご紹介をお願いしたいと思います。

神田管理者、お願いします。

○神田 隆管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、出席者の紹介をさせていただきます。

私は、この5月8日より当組合の管理者を務めさせていただくことになりました吉見町長の神田隆と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、副管理者の並木正年鴻巣市長でございます。

同じく副管理者の三宮幸雄北本市長でございます。

続いて、事務局職員を紹介いたします。

会計管理者は、吉見町会計管理者の嶋崎堅良でございます。

次に、当組合事務局長の藤倉聡でございます。

建設推進課長の宮澤祐紀でございます。

総務課長の大澤修一でございます。

総務課主任の青木伸祥でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

◎議員自己紹介

○金子雄一議長 続きまして、議員の皆様の自己紹介を鴻巣市議会選出の後藤耕佑議員より順次お願いいたします。

○後藤耕佑議員 皆様、初めまして。鴻巣市会議員の後藤耕佑と申します。第1期生でございます。鴻巣市議会は3年目というか、期の半分になってから新人議員は一部事務組合に参加できるということで、私はもともと最初から入るなら、ここ中部環境保全組合にと思っておりましたので、今回無事当選をさせていただきましたので、この思いをしっかりと形に変えて、微力ではございますが、いい形をつくれていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○西尾綾子議員 鴻巣市議会議員の西尾綾子と申します。本日はよろしくお願いいたします。実は鴻巣市の赤見台から自転車であらして、何度かここには来たことがあるのですが、自転車であらしたのは2回目で、1回目は80分かかりました。今日は50分であられたのですが、スマホの地図だと自転車であら道を砂利道とか獣道に指定するので、結構大変な道のりでした。楽しんでありました。私も後藤議員と同じように1期生なのですが、やはり中環境保全組合の議員になりたいとずっとあててありました。しっかりと勉強して、よりよい施設を造っていくことができるように頑張りたいあいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎葉子議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の川崎葉子でございます。引き続き当組合でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹田悦子議員 鴻巣市選出の竹田悦子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○青野康子議員 おはようございます。北本市選出の青野康子と申します。今期1期目となります。初めてのことばかりですので、皆様にあえていただきながらいろいろ学んでいきたいあいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○桜井 卓議員 おはようございます。北本市選出の桜井卓でございます。よろしくお願いあします。前期に引き続きということで、またよろしくお願いあします。

○湯沢美恵議員 北本市選出の湯沢美恵です。引き続きでございます。よろしくお願いあします。

○村田裕子議員 おはようございます。北本市選出の村田裕子です。よろしくお願いあします。

○福井 学議員 おはようございます。吉見町選出の福井学でございます。初めてでございます。微力ながら勉強させていただきたいあいます。どうぞよろしくお願いあします。

○大野陽康議員 おはようございます。吉見町議会、大野陽康と申します。どうぞよろしくお願いあします。

○岩崎 勤議員 おはようございます。吉見町選出の岩崎勤と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

○杉田しのぶ議員 おはようございます。引き続き中部環境でお世話になります。吉見町議会選出の杉田しのぶと申します。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 最後になりますけれども、私は議長を仰せつかっております鴻巣市議会の金子雄一でございます。引き続きまた中部環境さんにお世話になります。よろしくお願い申し上げます。
それでは、自己紹介ありがとうございました。

◎開会の宣告

(午前 9時13分)

○金子雄一議長 それでは、ただいまから令和7年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名でありますので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○金子雄一議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○金子雄一議長 日程第1、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○金子雄一議長 日程第2、議席の指定を行います。

お諮りいたします。埼玉中部環境保全組合議会会議規則第3条第1項の規定により議席を指定いたしたいと思いますが、その方法につきましては、前例に従いまして、現在着席されている順と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、現在着席されている順と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○金子雄一議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、9番、湯沢美恵議員、11番、福井学議員、12番、大野陽康議員を指名いたします。

◎議会代表者会議の報告

○金子雄一議長 それでは、次です。日程第4、議会代表者会議の報告を行います。

去る5月19日及び本日、本会議の開会前に議会代表者会議が開催されておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

なお、報告につきましては、地方自治法第292条の規定に基づき、構成市町議会の各委員会条例の規定を準用し、議会代表者会議に出席された議員で年長議員の竹田悦子議員にその報告をお願いしたいと思います。

6番、竹田議員。

○6番 竹田悦子議員 皆様、改めましておはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第4、議会代表者会議の報告を年長であります私竹田悦子よりご報告申し上げます。

去る5月19日午前9時30分及び本日午前8時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございますので、議事日程について順次ご説明を申し上げます。

日程第5、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第6、副議長の選挙。

日程第7、議会運営委員会委員の選任。

日程第8、議会運営委員会正副委員長の互選。

日程第9、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第10、一般質問。通告者は5名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第11、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第12、議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

日程第13、議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第14、閉会中の継続審査の件であります。

議事日程は以上でございます。

なお、議案第8号につきましては、5月19日の議会代表者会議の時点では、鴻巣市議会選出議員が未定であったため、議案審査等が行えなかったことから、本日議会代表者会議を開催し、改めて審議いたしました。既にお配りいたしております議案のとおりでございますので、ご了承願います。

その他として、まず令和7年度の議会行政視察研修について協議が行われ、10月28、29日の2日間を予定して実施することになりました。なお、視察先等につきましては、今後議長と事務局にて

調整し、計画していくことに決定いたしました。視察先等につきまして議員各位からの提案等がありましたら、6月18日までに事務局までご連絡をお願いいたします。

次に、一般質問の方式について、一問一答方式の導入等の提案がなされ、構成市町の状況を踏まえ、今後検討していくことに決定いたしました。

次に、当組合では、5月から10月の期間、クールビズと申し合わせておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、今年度は議員の改選がありましたので、組合ホームページ用に定例会終了時に議場内で着座の全景写真を撮影することにいたしましたので、ご協力をお願いいたします。

以上が5月19日及び本日用行われました議会代表者会議の報告であります。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第5、会期の決定につきましては、ただいま竹田議員より報告がありましたとおり、5月27日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○金子雄一議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

保角副議長におかれましては、5月20日付をもちまして組合議員を辞職されましたので、その後任の選挙を行うものですが、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、過去の例に倣い、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

14番、杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 副議長には、吉見町議会から選出の岩崎勤議員を推薦いたします。

○金子雄一議長 ほかにはよろしいですか。

ただいま杉田議員より、吉見町議会選出の岩崎勤議員を副議長に推薦するとのこと発言がございま

したが、岩崎議員を当選人と定めることにつきましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、岩崎勤議員が副議長に当選されました。

岩崎議員が議場にいらっしゃいますので、本席より埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○金子雄一議長 ここで、副議長に当選されました岩崎勤議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

○岩崎 勤副議長 改めまして、おはようございます。

ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、埼玉中部環境保全組合議会副議長という要職を拝命し、心から感謝を申し上げます。議長さんを全力で補佐し、当組合の議会運営が円滑に進みますよう努力してまいる所存でございます。今後とも議員各位、正副管理者並びに執行部のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員の選任

○金子雄一議長 次に、日程第7、議会運営委員会委員の選任につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき、各構成市町から選出されておりますので、報告いたします。

鴻巣市より竹田悦子議員、川崎葉子議員、北本市より湯沢美恵議員、青野康子議員、吉見町より杉田しのぶ議員、福井学議員の6名でございます。

ここで、同条例第4条の規定に基づき、お諮りいたします。構成市町から選出されておりますとおり、6名の議員を議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、この6名を議会運営委員に選任いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○金子雄一議長 議会運営委員会の正副委員長は、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第5条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時30分

○金子雄一議長 それでは、会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○金子雄一議長 日程第8、議会運営委員会正副委員長の互選について、休憩中に正副委員長の選出がなされ、議長に報告がされておりますので、本会議においてご承認いただきたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

それでは、互選結果について事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 休憩中、議会運営委員会が開催され、正副委員長選出の協議がなされました。

その結果、議会運営委員長に北本市議会選出の湯沢美恵議員、議会運営副委員長に吉見町議会選出の杉田しのぶ議員が選出されたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○金子雄一議長 ただいま報告のありましたとおり、議会運営委員長に北本市議会選出の湯沢美恵議員、議会運営副委員長に吉見町議会選出の杉田しのぶ議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長に北本市議会選出の湯沢美恵議員、議会運営副委員長に吉見町議会選出の杉田しのぶ議員に決定いたしました。

ここで、議会運営委員会の開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時44分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○金子雄一議長 ただいま休憩中に議会運営委員会が開かれまして、その結果につきまして議会運営委員長から報告をお願いしたいと思います。

9番、湯沢美恵議員。

○9番 湯沢美恵議員 議会運営委員会を開催いたしまして、金子雄一議長から議長の辞職願が提出されましたので、日程の第9に議長辞職の件につきまして追加をすること、諸報告以下の日程を順次1つずつ繰り下げるについて決定いたしましたので、ご報告をいたします。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

それでは、ただいま報告がありましたとおり、議長から辞職願ということで出されましたので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

〔議長、副議長と交代〕

○岩崎 勤副議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま金子雄一議長から議長の辞職願が提出されましたので、お諮りいたします。

日程第9に議長辞職の件を追加し、諸報告以下の日程を順次1つずつ繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岩崎 勤副議長 ご異議なしと認めます。

議事日程につきましては、日程を追加し、日程第9、諸報告以下の日程を順次1つずつ繰り下げることに決定いたしました。

◎議長辞職許可について

○岩崎 勤副議長 日程第9、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、金子雄一議員の退席を求めます。

〔5番 金子雄一議員退席〕

○岩崎 勤副議長 先ほど金子雄一議員から議長の辞職願が提出されました。

事務局より辞職願を朗読させます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長

辞 職 願

このたび一身上の都合により、令和7年5月27日付をもって埼玉中部環境保全組合議会議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。

令和7年5月27日

埼玉中部環境保全組合議会議長 金 子 雄 一

埼玉中部環境保全組合議会副議長 岩 崎 勤 様

以上です。

○岩崎 勤副議長 お諮りいたします。

金子雄一議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岩崎 勤副議長 ご異議なしと認めます。

よって、金子雄一議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、金子雄一議員の復席を認めます。

〔5番 金子雄一議員復席〕

○岩崎 勤副議長 金子議員に申し上げます。

議長の辞職について、ただいま許可することに決定されました。

◎日程の追加

○岩崎 勤副議長 お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岩崎 勤副議長 ご異議なしと認めます。

この際、議長の選挙を日程に追加し、日程第10とし、以下の日程を順次1つずつ繰り下げることに決定いたしました。

◎議長の選挙

○岩崎 勤副議長 日程第10、議長の選挙を行います。

ここでお諮りいたします。選挙の方法につきましては、過去の例に倣い、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岩崎 勤副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名はございますか。

湯沢議員。

○9番 湯沢美恵議員 北本市選出の村田裕子議員を推薦したいと思います。

○岩崎 勤副議長 ただいま湯沢議員より、北本市議会選出の村田裕子議員を議長に推薦するとのご発言がありましたが、村田裕子議員を当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岩崎 勤副議長 異議なしと認めます。

よって、村田裕子議員が議長に当選されました。

村田議員が議場にいらっしゃいますので、本席より埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○岩崎 勤副議長 ここで、議長に当選されました村田裕子議員に就任のご挨拶をお願いいたします。
村田議員。

○村田裕子議長 改めまして、おはようございます。一言お礼の挨拶を述べさせていただきます。

ただいま皆様のご推挙をいただきまして、埼玉中部環境保全組合議会議長という大役を拝命いたしまして、誠に身に余る光栄でございます。もとより微力ではございますが、誠心誠意その職務に精励いたす所存でございますので、金子前議長さん同様格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎 勤副議長 どうもありがとうございました。

これをもって新議長と席を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

◎諸報告

○村田裕子議長 日程第11、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、そのご報告をお願いいたします。
管理者。

○神田 隆管理者 おはようございます。本日ここに、令和7年第2回5月埼玉中環境保全組合議会定例会をお願い申し上げたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議長をはじめといたしまして、議会運営の役職が全て決定されましたことを、心からお喜び申し上げる次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月議会定例会以降の事務の執行状況についてご報告申し上げます。初めに、事務局の組織体制及び人事関係でございます。本年3月31日付で、建設推進課において池上副参事が埼玉県へ、西村課長補佐兼係長が吉見町へ、飯塚主幹が鴻巣市へそれぞれ帰任し、4月1日付で新たに埼玉県から田村副参事、吉見町から吉永係長、鴻巣市から本間主査がそれぞれ派遣されております。

次に、新たなごみ処理施設等整備事業についてでございますが、令和7年2月に新たなごみ処理施設等整備基本計画を策定したことに伴い、4月1日にその概要を記載した埼玉中部環境センター

だより、令和7年春号を発行し、2市1町の住民の方々に配布いたしました。

また、4月26日に第1回新たなごみ処理施設等地元協議会を開催し、新施設周辺の調査結果の概要を報告しております。このほか交通量推計検討業務委託については、開発虎ノ門コンサルタント株式会社埼玉事務所と委託契約を締結しております。

次に、運転管理業務委託につきましては、株式会社カンエイメンテナンスと令和5年度から3年間の長期継続契約を締結しており、本年度はその3年目で、内容に変更はございません。

次に、入札の関係ですが、4月4日に修繕2件と委託業務1件、4月25日に委託業務1件、5月20日に修繕1件と委託業務1件の入札を執行しております。

次に、第2期大間最終処分場の関係につきましては、3月21日と4月17日に大宮国道事務所と意見交換を行っております。

次に、お手元に配付させていただきました令和6年度の運転状況について申し上げます。当組合管内から発生した搬入ごみ量につきましては、可燃ごみが3万3,485.06トン、粗大ごみが1,479.82トン、合計で3万4,964.88トンであります。昨年と比較いたしますと、可燃ごみは159.83トンの増、粗大ごみは47.19トンの減で、合計では112.64トン、0.32%の増でありました。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

また、受託ごみにつきましては、桶川市から4,770.78トンの可燃ごみを受け入れております。なお、桶川市につきましては、今年度も可燃ごみの受入れの依頼がありました。受入れの期間は令和8年3月31日までの1年間で、5,012トンの搬入計画となっております。

また、灰の処分につきましては、令和6年度の合計で4,514.18トンをセメント原料として処理委託しております。

また、施設の緊急修繕についてですが、4月25日に当センターの粗大ごみ処理施設におきまして、破碎設備内の空気を排出する排風機のモーターが故障し、一時粗大ごみの破碎処理ができなくなりましたが、5月18日、モーターの交換を実施し、現在は復旧しております。なお、故障中は、受け入れた粗大ごみを職員駐車場に仮置きして対応いたしました。引き続き当センターの機能を維持していくための保守点検、修繕等を行い、安定した稼働に努めてまいります。

また、5月8日に埼玉中環境保全組合管理者を選任する会議が開催された折、私から新たな施設の建設に関する事務を進めることに並行して、今の埼玉中部環境センターの再生について検討したい旨をお話しさせていただきました。これに対し両副管理者からは、ここまで進めてきた事務事業なので、現在の計画を今までどおり進めていくべきだとの意見が出されました。

また、この会議では、これらの意見を踏まえ、現時点での組合の事業の進め方を、新たなごみ処理施設等の整備に関する事務は今までどおり進める、現施設の再生については、その可能性について、関係する会社等に対し聞き取り調査等を行うことを検討することにいたしました。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員皆様の一

層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告といたします。

○村田裕子議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○村田裕子議長 日程第12、一般質問を行います。

質問通告者は5名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1 番目の通告者、湯沢美恵議員の質問を許可いたします。

湯沢議員。

○9 番 湯沢美恵議員 それでは、ご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名1、中部環境センターの現状と今後の在り方について、要旨1、突発的修繕と今後の修繕計画について。毎年計画的修繕が行われておりますけれども、老朽化に伴う突発的な修理等も増えており、行われております。新しい施設を開設する年度が令和14年度と言われておりますので、今後7年間は、大きなトラブルを起こさないよう稼働し続けなければなりません。先ほどの管理者諸報告の中にも、粗大ごみ処理施設において、破碎設備内の空気を排出する送風機のモーターが故障し、粗大ごみの破碎処理ができなくなりましたという報告がありました。駐車場に山のように木材等が積まれている状況を目の当たりにしたところ です。

まず、お伺いしたいのは、直近5年間の修繕について、計画修繕の内容と金額、そして突発的に発生しました修繕内容と金額について伺いたいと思います。また、現在進めております計画的修繕計画、これはいつまでであるのかをお伺いしたいと思います。

要旨2、長寿命化の実施や発電設備の設置は可能かについてであります。北海道函館市のごみ処理施設であります日乃出清掃工場では、使っていた施設建屋をそのまま使用して、内部の改修で使い続けているという施設で、当組合におきましても平成30年に視察に行っています。その視察報告によりますと、函館市は札幌市、旭川市に次ぐ北海道第3の人口約26万人を有する中核市であり、日乃出清掃工場は昭和50年2月に竣工した施設で、ストーカ炉、1日当たりの処理能力120トンの焼却炉2基で供用開始をし、平成4年に1日当たりの処理能力180トンの焼却炉を増設しています。

余熱利用は、地元対策として建設した公衆浴場、日乃出いこいの家へ配給するとともに発電に使用しており、その能力が1,660キロワットであります。施設の運営管理につきましては、受入れから計量等市直営で運営していますが、運転管理の一部につきましては、業者委託しているとのことでした。

また、施設の老朽化に伴い、大規模改修については他の建設適地を選定できず、現在の焼却施設の建屋をそのまま使用し、施設を稼働しながら内部のプラント設備を改修しているとのことであり、ます。なお、本改修工事の経費については230億円を見込んでおり、新設した場合の試算より50億円安価で対応できるとのことでありましたと報告がされております。

そこで、当施設において、炉を含め新設並みの長寿命化を図ることについて伺いたいと思います。また、その際には、現在は行われていない発電施設を新規に稼働させることについても可能であるのか、併せてお伺いをいたします。

要旨 3、大規模修繕の実施や長寿命化することへの地元住民の理解が得られるのかについてです。現在の施設については、建設当時に様々な意見が出され、現在の施設の稼働終了まで、地元の方々とのお約束となっていると伺っております。吉見町においては、以前新施設につきまして、多くの自治体と組合施行で新設するという事業が進められておりましたが、白紙になりました。新しい施設建設について、先ほど管理者の報告の中では、新たなごみ処理施設等の整備に関する事務は今までどおり進める。併せて現施設の再生については、その可能性について、関係する会社等に対し、聞き取り調査等を行うことを検討するという発言がありましたけれども、地元の方々が長寿命化を図ることについて理解が得られているのか。その白紙になった施設についても、理解があったのかどうか気になるところです。

当組合においては、ダイオキシン対策のための大規模改修時の際にも、様々な意見が寄せられたと聞き及んでおります。今後老朽化に伴い突発的な不具合が生じて、大規模な修繕が必要になるという場合もあるでしょうし、先ほどの管理者の報告にあったように、現在の施設でプラントを新しくするといったこともあるかもしれません。その場合において、地元の方々の理解が得られるのでしょうか、伺いたいと思います。

件名 2、新たなごみ施設等整備基本計画について、要旨 1、処理方法について。施設整備の基本理念によりますと、地球に優しい循環型社会、脱炭素社会を目指し、市民、町民に親しまれる施設づくりを進めますとありますけれども、ハイブリッド式でなくストーカ式を選定した理由について伺いたいと思います。新たなごみ処理等整備基本計画の処理方法の選定については、選定の評価結果を見ますと、ハイブリッド式の二酸化炭素排出量が一番少なく、環境学習の場としての活用では高評価となっています。気候危機と言われている現在、環境に配慮した施設とするならば、ハイブリッド式が選定されるべきと考えますけれども、そうではなくストーカ式を選定されています。理由について伺いたいと思います。

要旨 2、エネルギー利用計画について。ア、エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生するエネルギーについて、発電電力を約2,200キロワット、場内消費電力を約1,100キロワットとし、売電電力が2,000キロワットを超えないことから高圧受電としたが、そのメリットについてです。

イ、売電に関わる設備の予算金額と、財政計画に含まれているのかについてお伺いをいたします。エネルギー利用計画では、方針として可能な限りごみ処理で発生するエネルギーを活用していく、経済的かつ効率的な範囲で最大限の発電と売電を行う、エネルギー回収率18%以上を確保する、そして契約電力は高圧受電で計画するとあります。施設において発生した余熱エネルギーの全てを売電した場合の収益のほうが高いということも考えられますけれども、高圧受電としたメリットは何

なのか。また、売電に関わる設備の予算がどのぐらいで、今示されています概算施設整備費約422億円の財政計画の中に、この売電、受電に関わる予算が含まれているのかについて伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員のご質問に答弁申し上げます。

件名1、中部環境センターの現状と今後の在り方についての(1)、突発的修繕等と今後の修繕計画についてですが、お尋ねの修繕の状況ですが、直近の5年間、令和2年度から令和6年度で申し上げますと、修繕計画に沿って実施した主なものは、高圧の電気設備である遮断器やケーブルの交換、ごみクレーンの走行減速機や車輪の交換、さらには破碎設備である破碎機高圧モーターの整備などで、費用は約1億4,800万円です。

次に、突発的な修繕の主なものですが、燃焼設備である灰押出装置の部品交換、燃焼ガス冷却設備である減温水ポンプの交換、ごみクレーンバケットの交換などで、費用は約1億6,500万円です。また、現在の修繕計画は、令和9年度までの計画となっており、その後は点検整備の結果等を基に、メーカーや点検整備の会社等にも相談をしながら修繕計画を作成していきたいと考えております。

次に、件名1の(2)、長寿命化の実施や発電設備の施設は可能なのかについてですが、現在本組合では新たな施設の整備に向けての事業を進めておりますので、ご指摘の内容について具体的な検討はしておりません。

次に、件名1、(3)、大規模修繕の実施や長寿命化をすることへの地元住民の理解は得られるのかについてですが、こちらの件についても、現在本組合では新たな施設の整備に向けての事業を進めておりますので、ご指摘の内容については検討しておりません。なお、昭和57年5月の本組合に対する民事訴訟については、昭和61年2月25日に和解が成立しております。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 件名2、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての(1)、処理方法についてのア、脱炭素に優位なハイブリッド式ではなく、ストーカ式を選定した理由についてですが、主要なごみ処理施設の選定では、基本方針を基に設定した建設実績、運転維持管理性、二酸化炭素排出量、エネルギー回収量、施設建設費、施設運営費など全10項目での評価を行い、選定しております。脱炭素に関連する評価項目としては、二酸化炭素排出量が該当しますが、試算ではハイブリッド方式とストーカ式による焼却で発生する二酸化炭素排出の差は、ハイブリッド方式のほうで僅か2.6%低く、評価としては同点となりました。一方で、建設実績や運転維持管理性、施設建

設費は、ストーカ式のほうが高い評価となり、全体ではストーカ式が最も点数が高く、2番目がハイブリッド方式となりました。

また、脱炭素の考え方は、化石燃料の燃焼や化石燃料由来のプラスチックの焼却を減らしていくということになります。そのため、本計画では脱炭素に資する取組として、化石燃料から製造され、排出されるプラスチック類を、現状のサーマルリサイクルに加えマテリアルリサイクルも行えるよう、プラスチック類資源化施設を設けております。

また、可燃ごみ処理施設については、エネルギー回収型の施設とし、極力サーマルリサイクルを行います。さらに、剪定枝資源化施設では、バイオマス由来である剪定枝等の堆肥化を行い、脱炭素社会へ貢献する計画としております。

次に、(2)のア、高圧受電としたメリットについてですが、エネルギー回収型廃棄物処理施設では、施設で使用するエネルギーを焼却施設により得られるエネルギーで賄うことが可能であるため、余剰電力の売電を行う場合、受電量よりも売電による送電量が大きくなることが想定されます。高圧受電は、契約電力500キロワット以上の電力を受電する場合の契約形態で、中規模の工場、デパート、オフィスビルや官庁舎など、比較的電気の使用が多い施設で用いられております。一方、特別高圧受電は、契約電力2,000キロワット以上の電力を受電する場合の契約形態で、大規模な工場、デパート、オフィスビルなど、電気の使用が特に多い大型施設などで用いられております。

本計画では、売電電力が2,000キロワット以上となった場合には、大規模な鉄塔の設置による特別高圧の受電が必要と想定され、電力会社に対し高額な負担金が発生することから、大規模な鉄塔を設置することのない高圧受電とすることで、経済的なメリットがあると考えております。

次に、イ、売電に関わる設備の予算金額と財政計画に含まれているのかについてですが、まず売電に関わる設備の予算金額は、メーカーへの市場調査は概算であるため、金額はお示しできませんが、売電に関わる設備における処理施設内部の発電設備については、概算施設整備費に含まれております。施設外を受電や送電に係る電力会社へ支払う負担金については、現段階では施設整備の仕様書等が決定しておらず、電力会社との協議を行うことができないため、概算施設整備費には含めておりません。今後、事業の進捗に応じて協議を行っていく予定です。

以上でございます。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○9番 湯沢美恵議員 それでは、何点か再質問させていただきます。

件名1、中部環境センターの現状と今後の在り方について要旨1、突発的修繕等と今後の計画についてであります。答弁の中でお答えいただいたように、計画修繕をきちんと進めていても、突発的修繕が数々行われ、金額については、直近5年間では計画修繕以上に上っていることが分かりました。現在進められています計画修繕においても、問題がかなりあるということの表れだと思って

います。今後7年間と言われてはいますが、使い続けていくためには、施設についてはしっかりとした精密検査というものがいいのではないかと思うところです。それには当然予算も伴ってまいりますので、令和10年度からの修繕計画に対応するためには、早めの措置が必要だと私は考えますが、見解について伺いたいと思います。

要旨2、長寿命化の実施や発電設備の設置は可能かについてです。新たに管理者となりました神田管理者は、詳しい内容まで私は把握しているわけではありませんけれども、新聞報道等を通して、現在使用している施設をリニューアルして使い続けるという公約として、これを掲げていらっしゃるのと聞き及んでいますし、5月14日の吉見町での所信表明においても、現在の施設を使うことについて言及されていらっしゃるしました。今回の管理者諸報告の中につきましても、可能性について、関係する会社等に聞き取り調査を行うことを検討するということについても言及しています。現在の施設を使うことについて言及していますけれども、当組合においては、鴻巣市の郷地安養寺に新施設を造るとして検討委員会も議論を重ねてまいりました。これと全く進む方向が違っていると私は感じるのですけれども、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

件名2、新たなごみ処理施設等整備基本計画について、要旨1の処理方法についてでございます。先ほどの答弁で、ハイブリッド式ではなくストーカ式にした理由につきまして、建設実績や運転維持管理性、施設建設費において、ハイブリッド式よりもストーカ式のほうが高い評価となったことから選定されたとお答えになりました。

それでは、今回示されております財政計画において、概算運営、維持管理費につきまして、DBO方式で年間約12億円を見込んでいと書かれておりますけれども、ストーカ式、ハイブリッド式での管理費についての比較というのはされているのでしょうか、伺いたいと思います。

要旨2、エネルギー利用計画についてでございます。ア、イ併せて伺いたいと思います。特別高圧におきましては、大規模な鉄塔を設置するなど送受電が必要になり、高圧受電のほうが経済的メリットがあるという説明のようではありますが、先ほど施設内の電力発電に関しては、財政計画の中に含まれているということでしたけれども、送電に係る費用については、今回示されている概算施設整備費422億円に含まれていないということでしたら、どれくらいの金額になるのかということについて、概算でもよろしいので、出ているお金について伺いたいと思います。

以上、再質問です。

○村田裕子議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員の件名1の(1)、突発的修繕等と今後の修繕計画についての再質問、令和10年度以降に修繕計画の作成を進めるのであれば、施設の精密機能検査が必要なのではないかについてですが、通常の点検では、供用開始から42年という長期間の稼働の中での設

備の不具合や、部品の劣化等を漏れなく探し当てることは難しい状況です。

一方で、本施設を令和14年まで稼働させなければならないという使命を達成するためには、この不具合や劣化等をできるだけ正確に把握し、善処する必要があります。これらの課題に対し、ご指摘の精密機能検査は、より詳細に設備の現状を把握することが期待できますので、その後の修繕の計画を立てる上で、有効な手段の一つであると認識しています。最後まで安定的に施設の稼働ができるよう、その対応策について検討してまいります。

湯沢議員の件名1の(2)、長寿命化の実施や発電設備の設置は可能かについての再質問、神田管理者の現施設をリニューアルして使用するという考えと、現在の中部環境の新施設への取組が全く違っている。今後の在り方や進め方はどのようになるのかについてですが、先ほど管理者諸報告で申し上げたとおり、現時点では新たなごみ処理施設等の整備に関する事務は、今までどおり進める。現施設の再生については、その可能性について、関係する会社等に対し聞き取り調査等を行うことを検討する。この2点が話し合われております。

○村田裕子議長 宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 再質問にお答えいたします。

件名2、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての(1)、処理方法について、ストーカ式、ハイブリッド式での管理費の比較はどのようになっているのかについてですが、ストーカ式とハイブリッド式につきましては、ハイブリッド式の維持管理費のほうが11%程度ストーカ式より高額となっております。

次に、(2)、エネルギー利用計画についてのア、エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生するエネルギーについてと、イ、売電に関わる設備の予算金額と財政計画について一括してお答えいたします。ご質問の費用について組合負担はあるのか、概算施設整備費に含まれているのかについてですが、繰り返しになりますが、施設外の受電や送電に係る電力会社へ支払う負担金については、今後組合が負担することとなりますが、現段階では施設整備の仕様書等を決定する段階に至っておらず、電力会社との協議を行うことができないため、金額もお示しすることができません。したがって、概算施設整備費には含めておりません。

以上でございます。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○9番 湯沢美恵議員 1点だけお聞きしたいと思います。

中部環境センターの現状と今後の在り方についての長寿命化の実施や発電設備の設置は可能かについてであります。先ほど、管理者の答弁以降のものはないということの説明をいただきましたけれども、その管理者の発言の中では、可能性について関係する会社等に対し聞き取り調査等を行うことを検討するとあります。当然予算が必要になってくるのではないかと私は考えるところです

れども、その予算についてお示しいただけるのは、いつ頃になるということでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○村田裕子議長 藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 湯沢議員の再々質問についてお答え申し上げます。

予算についてということでございますが、現時点では聞き取り調査を中心と考えて検討しておりますので、予算計上の予定など、現時点では考えておりません。

以上です。

○村田裕子議長 以上で湯沢議員の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○村田裕子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番目の通告者、杉田議員の質問を許可いたします。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 改めまして、皆さんこんにちは。吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

件名1のみです。管理者の吉見町での所信表明と選挙での公約についてお伺いします。(1)、吉見町長就任後、初議会となった5月14日に管理者は所信表明で、多額の建設費を理由に、これまで進めてきた2市1町による処理施設建設を見直し、中部環境センターを改修することを述べておりました。中部環境センター建設時に結ばれた裁判での和解条項との関係からも、不可能ではないかと考えますが、管理者のご見解を伺いたいと思います。

(2)です。既に開催告知がされている第2回新たなごみ処理施設等整備事業の住民説明会では、新たなごみ処理施設等整備基本計画の概要、施設稼働までのスケジュール等について説明する予定とありますが、管理者はどのような立場で説明会に臨まれるのか、管理者のご見解を伺いたいと思います。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○村田裕子議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○神田 隆管理者 杉田議員さんの質問にお答え申し上げます。

管理者の吉見町での所信表明と選挙の公約についての(1)にお答えを申し上げます。ご指摘のとおり、先般の吉見町臨時議会の町長所信表明において、本組合で進めています新施設の整備事業

について触れさせていただきました。新たなごみ処理施設等整備基本計画で示された概算事業費が、現在の経済状況等の中で高額となるのはやむを得ないことですが、これが構成市町の財政運営に負担になるところが心配されます。

そこで、現在の埼玉中部環境センターを改修し、安価で、しかも新設の施設と同等の機能を有することができないのかを検討する必要があると考えました。和解条項の関係も含め、その可能性について調査検討したいと考えています。

次に、(2)の管理者は、住民説明会でどのような立場で臨むのかについてですが、先ほど管理者諸報告でも申し上げたとおり、正副管理者間で、新たなごみ処理施設等の整備に関する事務は、今までどおり進めることが話し合われておりますので、その考え方に沿って説明会に出席いたします。

以上です。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、(1)の再質問をさせていただきたいと思います。

中部環境が建設をされた当時、建設に反対する住民が裁判を起こし、地域を二分する大変な事態となりました。先ほど湯沢議員の質問に対する答弁にもありましたけれども、中部環境保全組合は昭和61年2月25日に裁判所の勧告に従い、提訴した住民と和解条項を交わし、和解が成立しております。この和解条項の第6条には、債務者である中部環境保全組合は、清掃工場のごみ焼却処理及び公害防止施設の一部を変更しようとするときは、債権者1名にその旨を通知し、債権者らが通知受領後2週間以内に債務者に対し協議を求めたときは、これに応ずるものとする。ただし、修繕または軽微な変更工事を除外すると書かれております。

5月14日に開かれた吉見町臨時議会での町長所信表明では、現在の埼玉中部環境の焼却炉等を改修しと発言され、自身の選挙公約における政策ビラでは、早急に現在の中部環境センター内部の焼却炉を、最新型に更新させたいと考えますと書かれています。そして、本日の本会議では、管理者行政報告の中で、今の埼玉中部環境センターの再生について検討していきたいということを、正副管理者の中でお話をされたということを報告されております。

そこで伺いますけれども、中部環境センターの改修、焼却炉の更新は、和解条項第6条に該当するというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

次、(2)に移ります。住民説明会、あしたから始まります。説明会では、吉見町長の選挙公約や選挙ビラ、また所信表明を基に、現計画を見直す内容の質問が多く出されると想定しておりますけれども、こうした自身の考えに対して質問が出された場合、どのような対応をされるつもりでられるのか。

以上、2点伺います。

○村田裕子議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、杉田議員の再質問に答弁申し上げます。

私のほうからは、1点目について答弁をさせていただきます。先ほどご指摘いただいた内容が第6条に該当するのではないかとということでございますが、どういうふうな内容の修繕等あるいは改修等を行うのかということが、現在は未定でございますので、その内容いかんでは、これに該当する、あるいはそうでない場合も考えられるということでございまして、現在の状況で今のご質問にお答えすることは難しいと思います。

以上です。

○村田裕子議長 神田管理者。

○神田 隆管理者 2点目についてでございますが、先ほど来からお話しのとおり、正副管理者と話し合いの中でいろんなことを検討していきたいと考えております。

○村田裕子議長 2回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 現時点では修繕の内容が不明なため、答弁を差し控えたいというお答えいただきました。今回質問するに当たりまして、私も債権者の方に改めてお考えを伺いましたけれども、やはり先ほど申し上げた第6条が該当すると、私と同じ認識でありました。中部環境保全組合管理者である吉見町長が公にしている焼却炉の改修、最新型への更新は、修繕ではなく軽微な変更でもないため、債権者は絶対に反対であるというお考えも伺っております。こうした現状からも、中部環境センターの焼却炉を改修すること自体不可能であるというのが、私の認識であります。

先ほど諸報告で言われておりましたけれども、その可能性について、関係する会社等に聞き取り調査を行うということでありましたが、可能性調査でまずやるべきことは、和解条項を締結した債権者に対して、債務者である中部環境保全組合が直接意見を聞くことではないかというふうに思います。今後の対応について伺いたいと思います。

(2)の再々質問です。正副管理者と協議をしてというご答弁をいただきましたけれども、先ほどのような回答をされるのですかという質問させていただきました。申し上げるまでもなく、今回の住民説明会は、中部環境保全組合が主催するものであります。住民説明会の目的は、令和7年2月に策定をした新たなごみ処理施設等整備基本計画の概要、施設稼働までのスケジュール等について説明が予定されていると告知がされております。

本日報告をされました管理者諸報告の中でも、吉見町長の可能性調査をしたいという意見と、今までどおり進めていくべきだという副管理者の意見と、意見が一致していないということが報告をされています。正副管理者、また議会も含めて合議体であることの認識を強く持っていて、

市民、町民が誤解を招き、混乱が生じることがないように、自身の個人的な考えは発言しないこと、住民説明会の前に議会という公の場で約束をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。先ほど、どのような対応するのかということのお答えが不十分でしたので、こちらについては聞いていることに対してお答えいただきたいと思います。

○村田裕子議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、杉田議員の再々質問に答弁を申し上げます。

まず、和解条項の件について、債権者の方とまず調整するということが必要なのではないかとというご指摘でございます。先ほど管理者が1回目の答弁で申し上げましたとおり、和解条項の関係も含めて、その可能性について検討してまいります。

それから、2点目の基本計画についての説明会なのでそのことを認識すべきという趣旨のご質問でございますけれども、ご案内をさせていただきましたとおり、当日は令和7年2月に完成をいたしました基本計画について、その概要を説明申し上げ、それについての質疑等を受ける予定でございます。

なお、質問について、それ以外の質問等も出る可能性も高いわけですが、答えられるところについては、できるだけ答えていきたいと考えております。

以上です。

○村田裕子議長 神田管理者。

○神田 隆管理者 先ほど来からいろんなご意見が出ていますけれども、私は基本計画にのっとって進めていきたいと思っております。また、先ほど来からお話もありましたけれども、私もこのような発言の中で、そういうことも考えられる中で、これからはその方向についても、先ほど副管理者のお話もありましたけれども、整備に関することは、お金のかからない範囲内で検討をできるというお話をいただきましたので、その辺も説明していければと思います。

以上です。

〔「すみません。議長、いいですか」と言う人あり〕

○村田裕子議長 はい。

○14番 杉田しのぶ議員 市民、町民が誤解を招き、混乱が生じることがないように、自身の個人的な考えを発言しないことをこの場で約束してほしいという質問していますが、それに対する答えがないのですけれども。

○村田裕子議長 神田管理者。

○神田 隆管理者 大変申し訳ございません。私の個人的なことは発言はいたしませんけれども、正副管理者内でお話しした中の内容はお話しすべきだと思います。

以上です。

○村田裕子議長 以上で杉田議員の質問は終了いたしました。

3番目の通告者、竹田議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○6番 竹田悦子議員 議席番号6番、鴻巣市選出の竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

件名1、新たなごみ処理施設整備等基本計画について、要旨（1）、先ほど諸般の報告でもありましたが、改めて質問をいたします。今後について、正副管理者間での話合いの経過と合意について、正副管理者間での基本計画に対する認識について伺います。

（2）、地元土地改良区や地元協議会から出されている要望への対応についてお答えください。

要旨（3）、基本計画で示された事業費の内訳と構成市町の負担額について、住民にどのように説明していくのか。また、概算施設整備費に含まれていない費用については、いつ明らかにするのかお答えください。

要旨（4）、構成市町の財政力と負担について、事務局サイドでの話合いの内容についてお答えください。

要旨（5）、年間保守料12億円の根拠と、構成市町の負担額の検討内容についてお答えください。

以上、壇上での質問といたします。

○村田裕子議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

神田管理者。

○神田 隆管理者 竹田議員の質問にお答え申し上げます。

件名1、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての（1）、正副管理者間での話合いの経過と合意についてですが、先ほど管理者諸報告で申し上げましたとおり、先般正副管理者会議が開催された折、吉見町町長としての私の所信を両副管理者にお話し申し上げた経緯があり、両副管理者も私の発言に対するお話があり、それらを踏まえ、今後の事務の進め方等について話し合いましたが、それについての新たな合意などはなされておりません。また、整備基本計画については、新たな施設を整備する上で、基本となる計画の一つであるものと認識しています。

以上です。

○村田裕子議長 宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 竹田議員の質問にお答えいたします。

（2）、地元土地改良区や地元協議会から出されている要望への対応についてですが、地元協議会では令和6年9月4日付で、地元協議会の会長から要望書をいただいております。10月11日付で組合管理者から地元協議会の会長宛てに、要望書の検討結果を報告させていただいております。また、

地元土地改良区につきましては、いただいた要望の内容について、現在も協議を継続しているところでございます。

続きまして、建設推進課に関するご質問ですので、(5)をこの場でお答えさせていただきたいと思えます。(5)、年間保守料12億円の根拠と構成市町の負担額の検討内容についてですが、年間保守料である12億円の算出は、20年のD B O方式を条件としたメーカー7社による市場調査の平均によるものです。繰り返しになりますが、負担額の検討については、組合理約で定める事項でございますので、構成市町を中心に協議を行っていくものと認識しております。

○村田裕子議長 藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、私からは件名1の(3)、それと件名1の(4)についてお答え申し上げます。

件名1の(3)、基本計画でお示ししました事業費の内訳については、早々に開催が予定されています住民説明会で説明をさせていただく予定です。また、構成市町のそれぞれの負担額については、組合理約に定めがありますので、適宜説明をまいります。なお、現在の組合理約で定められている負担の方法を新施設においても採用するかは、現時点では未定です。さらに、今回の基本計画において、記述に至らなかった費用については、今後ホームページ等でお知らせしていきたいと考えています。

件名1の(4)、構成市町の財政力と負担については、構成市町の事情を踏まえた上でのことで、組合事務局サイドで検討することは難しいと考えています。また、負担の方法については、組合の規約で定める事項ですので、決定に至る過程としましては、構成市町間での協議を経て、組合の調整委員会及び正副管理者会議で案を作成し、構成市町の議会での承認、県の手続、こういったことを経て決定となります。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

竹田議員。

○6番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきましたので、再質問を行います。

今のご答弁を聞く限り、市民、町民は幾ら負担をしたらいいのだらうと、本当にこの少子高齢化の時代で、物価高騰、暮らしが大変なときに、ごみ処理施設にどのくらいお金をかければ進むのかという点では、本当に不安を抱えている。かつ、その費用については、なかなか明らかにしないというところに不安を抱えているというふうに考えます。そうした点から言うと、吉見町の町長選挙が行われて、本当に町を二分するかのような結果になっているというふうに私は受け止めていますけれども、やはり今後住民の皆さん、市民、町民の皆さんの不安にしっかりと応えていく、安心してこれから暮らしていけるような社会にしていけることが必要だというふうに思います。

そうした点から再質問を行いますが、両市長に話された所信の内容というのは、先ほど諸般の報告でされていますけれども、そのほかに何かあるのか、お伺いしておきます。

また、他の議員からも質問がありましたが、明日から各地域の説明会が予定されています。新たな処理施設等整備基本計画の概要を分かりやすくしたものが広報に折り込まれています。そうした点では、新たなごみ処理施設等整備基本計画に基づき、事業を進めていくということの受け止めでよいのか、確認をいたします。

要旨（２）についてであります。組合から地元協議会に報告した検討結果に対する内容と、地元協議会ではどのような反応があったのか、お答えください。また、地元土地改良区と継続している協議内容について、対応する場合は鴻巣市なのか、組合なのかも含めてお答えをください。

要旨（３）です。適時ホームページでお知らせでは、住民の皆さんは納得しないと思います。住民の皆さんが知りたいと思っている一つとして、新たなごみ処理施設整備に当たり、全体で幾らかかるのか。今はいわゆる12億円とか、いろいろ整備されていますけれども、先ほど含まれていないものがあるということも分かりました。少子高齢化の時代に抜本的な手だてが取れない限り、人口が増える可能性はほとんどないと言っても過言ではないと思います。概算の施設整備費に含まれていないもので、おおよそ幾らになるのか、明日からの説明会がありますので、聞かれたら困ることのないように、この場で明らかにすることができないのか、明らかにすべきではないかと考えますので、質問をいたします。お答えください。

要旨（４）、組合の調整委員会のメンバーについてお尋ねします。この財政負担の内容については、いつから協議を始めるかも併せてお答えください。

要旨（５）です。条件としてＤＢＯ方式を進めるとの方向性が示されていますが、公共発注で行った場合の費用と、現在のような保守委託をした場合の費用についての試算の数字があれば、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○村田裕子議長 ２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

神田管理者。

○神田 隆管理者 竹田議員の再質問にお答え申し上げます。

（１）の両副管理者に申し上げました内容についてございます。答弁申し上げます。両副管理者に申し上げた内容につきましては、先ほど管理者諸報告で申し上げたとおりでございますが、その会議の中で、新たなごみ処理施設等の整備に関する事務事業は、今までどおり進める。現施設の再生については、その可能性について、関係する会社等に対して聞き取り調査を行うことを検討する。この２点が話し合われております。

また、基本計画の位置づけですが、先ほども申し上げましたが、現時点で組合の方針について新たな事項はありませんので、現在のとおり新施設を整備する上での基本となる計画の一つと認識しています。

以上です。

○村田裕子議長 宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 次に、地元協議会に報告した検討結果に対する内容についてですが、周辺道水路の整備、周辺環境の保全、災害時の緊急的な避難への配慮などに取り組む内容となっており、令和6年度の第6回地元協議会において、今後は要望の詳細について、順次協議を進めていくことになっております。また、地元土地改良区との協議内容について、対応する場合は、鴻巣市か組合かについては、協議を継続している段階でございます。引き続き地元土地改良区及び鴻巣市と協議を進めてまいります。

続きまして、保守委託費用の試算についてですが、整備基本計画の中でVFM、いわゆる定量的評価の算定結果でお示ししておりますとおり、現在のような保守委託をした場合の費用は約12億5,000万円で、DBO方式では約12億円と試算しております。

以上です。

○村田裕子議長 藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 次に、件名の1の(3)、概算事業費に含まれていない部分について、この場で明示すべきではないかについてですけれども、ご指摘をいただきましたとおり、全体事業費を住民の皆様にお知らせすることは大切なことだというふうに認識をしております。現時点では、用地費、それから施設の外周道路等の整備の費用、これが未定となっており、試算はこれからの作業でございます。現時点で未定の費用については、算出でき次第、お知らせしていきたいと考えております。

次に、件名1の(4)、組合の調整委員会のメンバーについてですけれども、本組合の調整委員会は、構成市町の副市長、副町長により構成されています。また、財政負担についてはいつから協議を始めるのかについては、今年度から始めていく予定でございます。

以上です。

○村田裕子議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○6番 竹田悦子議員 では、3回目の質問を行います。

件名1の要旨(1)の再々質問ですけれども、基本となる計画の一つとの認識とのご答弁でした。ほかにもあると受け止めますが、その内容については今後どのように公表していくのか、お答えください。

要旨(2)であります。先ほど鴻巣市か組合かについては、協議を継続していくというお答えでしたけれども、鴻巣市の大間に中部環境センターから出された焼却灰の最終処分場があり、上尾バイパスの建設予定地の直下になります。国土交通省大宮国道事務所との協議の中で、国が原因者として責任を持って対応すると答弁されていた経過もあります。この論法から考えると、地元協議会、

地元土地改良区から出されている要望は、この埼玉中部環境保全組合が財政的に責任を持って行うべきではないかと私は考えます。原因者としての責任としての見解をお答えください。

要旨（３）であります。再々質問ですが、幾らかかるか明らかにすることは必要だということでは、大切であるという認識ではいらっしゃるということは分かりました。算出でき次第、お知らせしたいというふうにお答えになりましたが、この間の新たなごみ処理施設建設をめぐり、以前あった鴻巣行田北本環境資源組合で進めていた計画では、611億円もの数字が示された途端、白紙撤回となった経緯もあります。この組合せにより構成市町の人口が少ない中部環境保全組合で、保守費用も含めて約800億円という数字に不安を抱くのは、私は住民の皆さんの気持ちから考えると当然だと思います。算出した時点でどのように知らせるのか、再度説明会を開くお考えが持てるか伺います。全額の費用も示さないまま事業を進めることは、まさに住民の皆さんが主人公、住民の皆さんの税金を使うという点では、もっと真摯に向き合うべきと考えますので、見解をお答えください。

要旨（４）です。調整委員で構成されて、その中で今年度より調査検討を進めていくということでした。管理者は、基本となる計画の一つと認識していると答弁されています。新たな市町での組合せでのごみ処理施設の可能性というのがないのかどうか、私、あくまでこれは私見ですが、けれども、どうなのか伺いをしておきます。

続いて、要旨（５）です。いわゆる非常に安く済むやり方だというふうなお答えでしたけれども、ＤＢＯ方式はＰＦＩに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計、建設、運営を行っていく民間に委託するやり方ですが、民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払います。民間が資金調達を行うことに比べ資金調達コストが低いため、コスト縮減率が低くなるということで進めていますが、ＤＢＯ方式はデメリットとして、長期契約による財政サービスの硬直化が懸念され、行政側の意向による重大な契約内容の変更を行いにくいという傾向があると挙げられています。住民の税金を使って事業を行うにもかかわらず、行政側の意向による柔軟な契約内容の変更を行いにくくなるような可能性があってよいのか、私は非常に疑問ですので、この点も含めてお答えください。

以上です。

○村田裕子議長　３回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、竹田議員の再々質問にお答え申し上げます。私のほうからは、（１）、（３）、（４）を申し上げます。

まず、件名１の（１）、基本となる計画の一つとの認識については、このほかにも計画があると受け止めるが、その内容の公表をどのようにするのかについてですけれども、このほかには業者選定に係る要求水準書、発注仕様書、こういったものが挙げられます。これらは業者選定の資料とし

て使用しますので、適宜ホームページなどで公表してまいります。

次に、(3)、現在算出できない費用について、どのような形でお知らせをしていくのか、説明会を行うのか、全体を示せないで事業を行うつもりなのか、こういった内容のご質問でございます。まず、どのような形でお知らせしていくのかにつきましては、繰り返しになりますが、ホームページをできる限り有効に活用していきたいと考えています。また、当組合では意見箱を持っておりますので、ぜひこれを有効に活用していただきまして、住民の方との意見交換をさせていただければというふうに考えております。

次に、説明会を行うかについては、現在のところは未定でございます。全額を示さないで事業を行うのかについてですけれども、先ほども申し上げましたが、それぞれの額については、分かった時点で公表してまいります。

次に、(4)の関係ですけれども、これは新たな団体を加えて、組合施行の可能性はあるのかということでもよろしかったでしょうか。現時点でそのようなことはございません。

○村田裕子議長 宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 次に、(2)、地元協議会や地元土地改良区から出されている要望は、組合が財政的に責任を持つべきではないかについてですが、出されている要望は鴻巣市として行うべき内容と、組合として行うべき内容が異なることから、組合のみで責任を持つべきとは考えておりません。

次に、(5)、実際に数字で検証したのかについてですが、整備基本計画の定量的評価の算出結果にお示ししておりますとおり、数値による検証を行っております。また、ご質問のDBO方式に柔軟な契約変更を行いにくくなる傾向のデメリットがあるとのことですが、DBO方式と其他方式を含め、それぞれメリット、デメリットがございます。本計画では、それらを総合的に判断してDBO方式としたものです。

以上でございます。

○村田裕子議長 3回目の答弁が終わりました。

これで竹田議員の質問は終了いたしました。

4番目の通告者、桜井議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 議席番号8番、桜井卓です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名1、新ごみ処理施設整備のスケジュールについてです。新たな施設の建設について、現在管理者のほうから、現センターの再生についても検討するということでお話がありましたが、私自身、これまで新施設の検討委員会ですと委員として携わらせていただいております、答申にも関わっておりますので、これをぜひスケジュールどおり、しっかりと計画のとおりを実施していただ

ないかという思いを込めまして、今回質問をさせていただきます。

(1)、造成工事の事業者選定、発注方法等についてでございます。今年2月に策定されました新たなごみ処理施設等整備基本計画の最後に、事業スケジュールが示されております。これによりますと、造成工事、これは本体工事に先立って行われることになっておりますけれども、この造成工事については、令和8年度に設計、令和9、10年度、2年間で工事ということになっております。本体の建設工事については、事業者選定支援業務委託の公募型プロポーザルの手続を、まさに今現在実施中ということですが、造成工事のほうについてはどのような手続になるのか伺います。設計及び工事の予算の計上時期、それから事業者の選定、入札の方法、設計と工事が別発注になるのかどうか、設計、工事それぞれの工期など、造成工事のスケジュール感全体について伺います。

(2)、建設工事の事業者選定について。建設工事につきまして、基本計画では令和7から9年度、3年間で事業者の選定、令和10年度に設計、令和11年度から工事というスケジュールが示されております。事業者の選定について、最近の他団体の事例を見ますと、久喜市においては令和3年2月に基本計画を策定、その年の9月に入札公告を公表、翌年令和4年6月に落札者を決定しています。また、行田羽生資源環境組合は、令和5年3月に基本計画を策定、令和6年1月に入札公告を公表、7月に落札者を決定しています。おおむね1年半以内ぐらいに、落札者の決定まで至っているという状況です。近隣の2団体では、いずれも1年半以内には落札者の決定まで至っているわけですが、当組合では、事業者選定の期間を令和7年度から令和9年度まで3年間と、かなり長く確保しておりますので、この事業者選定のスケジュールについて具体的にお伺いするものです。

次に、件名2、令和10年度以降に新たな焼却施設を整備する場合の交付金の算定についてでございます。(1)、現在の算定方法と比較してどの程度減額になるのか。令和6年3月29日付で、環境省から交付金の算定方法が変わることについて通知がされております。このことは、整備基本計画を策定する中でも大変重要なポイントということで説明がされまして、基本計画の39ページのところに盛り込んでいただいたところです。当組合の施設整備に関しては、令和9年度までに着工する予定であることから、新たな算定方法の対象とはならない予定でございますが、ここに来て見直し云々というお話が出てきております。万が一、着工が遅れて令和10年度以降となった場合の影響について確認をしておきたいと思っております。

(1)として、令和10年度以降に着工した場合、具体的に算定方法がどう変わり、交付金がどの程度減額になるのかについて伺います。

(2)、生活系ごみ処理有料化を実施する場合は、適用除外とされているが、生活系ごみ処理有料化の定義は。新たなごみ処理施設等建設検討委員会では、特に説明がなかったと記憶しておりますが、環境省からの通知では、生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済みまたは

実施予定の場合（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は、新たな算定方法による計画、1人1日平均排出量の上限値を適用しないということになっております。本組合で行政視察を行ってきた新しい焼却施設でも、指定ごみ袋が非常に高額になっているところが多く、新施設を整備することで増えるごみ処理コストを回収するために、有料化という選択肢を取らざるを得なかったのではないかと推察するところでございます。

（２）として、環境省通知における生活系ごみ処理有料化の定義について確認をさせていただきます。

件名３、新施設整備後の当センターの解体について、（１）解体費用も循環型社会形成推進交付金等の対象になるのではないかについてです。当組合では、鴻巣市郷地安養寺地内において、新たなごみ処理施設の整備を計画しており、新たな施設が供用開始された後は、こちらの現在の吉見町にあります埼玉中部環境センターは不要となり、解体が必要となります。新施設の整備とともに、旧施設の解体を行う例も多いようですが、当組合においては、旧施設とは全く別の場所に新たな施設を整備するため、今年２月に策定された新たなごみ処理施設等整備基本計画でも、本事業の範囲に現施設の解体工事は含まないとされております。私の記憶では、これまで解体される施設の跡地に新たな施設が整備されない場合は、解体費用が国の循環型社会形成推進交付金の対象にならないという説明であったと理解をしております。

実際に当組合では、解体するための費用として施設整備基金を積み立てており、その残高は令和５年度末の時点で約13億5,000万円となっております。ところが、先頃環境省のホームページを確認しましたところ、令和３年４月１日付で環境省から、廃焼却炉の円滑な解体の促進についてという通知が発出されていることが分かりました。

この通知では、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性、連続性があり、同数以下であるものに限る。）について、跡地利用要件、（廃焼却施設の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設を整備すること）を撤廃する見直しを行いましたとされております。つまり当組合の事業においても、新たな施設を整備することに伴う解体でありますから、十分に国の交付金の対象になり得ると考えますが、先ほど申し上げたとおり、基本計画の中では解体については触れられておらず、このままでは関連性や連続性が認められず、交付対象とならないおそれがあるのではないかと危惧をしているところでございます。旧施設の解体についても交付金の対象となるよう、新たに整備する施設と関連性、連続性があることを示す必要があると考えますが、交付金の対象となる可能性と、その要件について確認いたします。

（２）、組合負担分の起債と財政措置の可能性について。令和３年４月１日、先ほど紹介いたしました環境省の通知では、交付金による廃焼却炉解体に係る地方財政措置についても記されています。これによりますと、「原則として、既存建築物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場

合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認める場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当する」、つまりは地方債を財源に充てることができるとしています。ここまでの条件ということになりますと、こちらの施設に関しては、地方債を財源に充てることができないということになるわけなのですけれども、これにはただし書がございまして、「当分の間、公共施設等の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものに要する経費については、地方財政法附則第33条の5の8の規定により、同法第5条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる」とされております。

この地方債を起すことができる場合ですけれども、交付金を除く地方負担分の3分の2のうち、90%まで地方債を充当することができ、なおかつその元利償還金について、50%が交付税措置されるということになりまして、起債の条件としては、先ほど申し上げたとおり公共施設等総合管理計画に基づく必要がございます。構成団体であります各市町においては、それぞれ公共施設等総合管理計画の策定を既に済ませておりますが、当組合としては計画を策定しておりませんし、そもそも一部事務組合として、そうした計画を策定できるかどうかというところもよく分からないところがございます。もし計画策定ができないのだとしたら、単独市町村で実施する場合には、交付税の対象になるのに、一部事務組合だと交付税の対象にならないということは、あまりにも不公平であります。焼却炉の解体における組合負担分について、起債や財政措置の対象となるかどうか、その可能性についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 桜井議員の質問にお答えいたします。

件名1、新ごみ処理施設整備のスケジュールについての(1)、造成工事の事業者選定、発注方式等についてですが、盛土造成については、設計と工事は別発注を想定しております。設計業務委託の予算計上については、令和9年度に確実に工事着手できるよう事業の進捗に合わせて行いたいと考えており、事業者の選定方法については、現時点では未定です。また、設計業務は約6か月の業務期間で、造成工事は約2か年の工期を想定しております。

次に、(2)、建設工事の事業者選定についてですが、整備運営事業者選定に係るスケジュールは、令和7年度から令和9年度までの3年間で、事業者選定及び契約を目指しております。主な実施内容としましては、要求水準書案の作成、メーカーへの市場調査の実施、事業者選定委員会の設置、実施方針の公表、予定価格決定、公告、落札者決定、契約手続となりますが、公告を行う際には、令和8年度に予定している用地買収が完了している必要があることや、公告から契約締結まではおおむね1年程度を予定していることから、3年間という設定を行いました。できるだけ早く契約

ができるよう、事業の進捗に合わせ順次進めてまいりたいと考えております。

件名 2、令和10年度以降に新たな焼却施設を整備する場合の交付金の算定についての（１）、現在の算定方法と比較して交付金がどの程度減額になるのかについてですが、焼却施設の事業費については約303億円を見込んでおります。そのうち、交付対象事業費約215億円の31%、約67億円の事業費に対し 2 分の 1 の割合で交付金が交付され、69%の約149億円の事業費に対し、3 分の 1 の割合で交付金が交付されますので、交付金額の合計は約82億円を見込んでおります。

令和10年度以降に整備する場合には、環境省から発出された 2 つの通知を適用することとなり、1 つ目は施設規模 1 トンあたりに上限単価を設定するもので、2 つ目は施設規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量に上限値を設定して施設規模を算出するもので、それらを比較して低い単価を用いて交付金額を算出することになります。

本施設で算出すると、1 つ目の施設規模 1 トン当たり 1.07 億円が交付対象事業費の上限単価となることから、2 分の 1 の割合で交付金が交付される事業費約 67 億円が約 49 億円に、3 分の 1 の割合で交付金が交付される事業費約 149 億円が約 108 億円に減額されますので、交付額の合計は約 60 億円になると想定されます。以上のことから、交付金額は約 82 億円を見込んでおりますが、令和10年度以降に整備する場合の交付金額は約 60 億円となり、約 22 億円の減額ということが想定されます。

次に、（２）、生活系ごみ処理有料化を実施する場合は、適用除外とされているが、生活系ごみ処理有料化の定義はについてですが、ご質問のとおり生活系ごみ処理有料化を実施する場合は、施設規模の算定における計画 1 人 1 日平均排出量の上限値は適用除外となります。その中で、生活系ごみ処理有料化の定義はなされておきませんが、環境省では生活系ごみは、混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他、粗大ごみとしております。

処理有料化については、環境省が令和 4 年 3 月に改定した一般廃棄物処理有料化の手引では、「市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない」と示されております。このように、生活系のごみ処理有料化の定義は示されておきませんが、本通知の趣旨を考慮しますと、可燃ごみの処理に、市町村が手数料を徴収する事象が生活系ごみ処理有料化と同義だと推測しております。

以上でございます。

○村田裕子議長 藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 件名の 3 の（１）、解体費用も循環型社会形成推進交付金の対象になるのではないかについてですけれども、新設工事を伴う事業において、関連性、連続性があれば、解体費用も循環型社会形成推進交付金の対象になる可能性があります。連続性、関連性については、新施設が後継施設として整備される場合に関連性があると示されており、焼却施設の整備が完了した年度の末日から 3 年以内に解体工事に着手すれば、連続性があると示されておりますので、本組合でも

3年以内に解体をすることを目指してまいります。

次に、(2)、組合負担分の起債と財政措置の可能性についてですが、一般廃棄物処理施設の解体につきましても、循環型社会形成推進交付金に採択された新設を伴う解体撤去事業で、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものに要する経費であれば、一般廃棄物処理事業債の対象となり、組合負担分の90%までを起債充当することが可能です。また、後年度に元利償還金の50%が交付税措置されることとなっております。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 一通り答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、件名1、新ごみ処理施設整備スケジュールについてでございます。(1)、造成工事の事業所選定、発注方式についてです。造成工事のスケジュールで私が特に気になっているのは、令和8年度中に設計を行って、令和9年度の当初から確実に工事が着工できるのかというところです。令和9年度に着工できるかどうかというところが、先ほどの件名2で質問した交付金の算定において、非常に重要になるということで、ここを何とか令和9年度工事着工、これを死守しなければいけないだろうというところで、ここが大変大事なところだと思います。

そのためには、工事費を令和9年度当初予算に計上できれば、9年度中の着工にも問題がないのかなと思いますが、もしこれが補正予算の計上にずれ込むようなことがあれば、こちらの議会は年3回しかございませんので、入札で不調となるリスクが高まって、9年度中の着工が危ぶまれることもあり得るのかなと考えております。

もし可能であれば、債務負担行為を設定するなどして、令和8年度中に入札を実施することも検討していただきたいと思っております。先ほどの答弁で、設計業務に大体6か月かかるということでした。つまり令和9年度の当初予算には、造成の工事費を確実に計上できるというような理解でよろしいのかどうか。まだ先の話ではあるのですが、9年度に造成工事に着手できるかどうか、非常に大事なところでありますので、改めてお伺いしたいと思います。

それから、件名2、令和10年度以降に新たな焼却施設を整備する場合の交付金の算定についてでございます。先ほどの答弁、なかなか耳で聞いていただけでは分かりにくいところがあったと思いますが、どういったことだったかという、一つは交付対象経費の上限として、1トン当たり幾らかというところで上限を設けるということで、これが1.07億円だというお話でした。数年前までは、恐らく日量1トン当たりで1億円というのが、おおむね目安として考えられてきたという金額だったと思うのですが、昨今は建設費の高騰、人件費の高騰ということもあって、なかなかこの1億円では到底収まらないような事業費になることが想定されている中で、国の交付金が1.07億円になるということは、つまりかなり抑えられてしまうということで、これが非常に懸念されるだろうと思います。

もう一つは、施設規模について、1人1日平均排出量を基に上限を設定するという事で、つまりごみを削減していけないと、大きな炉が造れないということだと思うのです。こちらのほうに関しては、一応逃げ道として生活系ごみ処理有料化を行えば、こちらについては適用除外になるというような、そういう説明だったと思います。

(2) についてなのですが、手数料の上乗せをしないで指定ごみ袋を販売しても、それは有料化に当たらないという見解が示されたわけですが、それは当然のことで、現状こちらの組合でやっているようなやり方というのは、有料化には当たりませんということだと思います。

問題となるのは、経費の全額を手数料で賄う必要があるのか、それとも一部でも賄えればいいということなのか、この部分が今のところではまだグレーなのかなというところで、今後有料化している自治体でどの程度賄えているのかなど、調査研究する必要があるのかなと思っておりますけれども、現状で我々としてやらなければいけないことは、9年度中の着工、これが最優先だと思いますので、その先のことは、そこまで深く考える必要はないのかなと思いますけれども、一応現状として、2回目の質問として、県内で生活系ごみ処理の有料化を実施している団体がどれくらいあるかということについてだけ、2回目でお伺いしておきたいと思います。

それから、件名の3です。大変重要な答弁をいただいたと思います。これまで廃炉というのですか、解体に当たっては、一般財源という形で組合のほうで用意しなければいけないと考えていて、一応13億5,000万円ほどの残高はあるものの、こちらの解体の費用というのも建設費と同様で、非常に高騰しているという中で、13億5,000万では到底足りないだろうと思っていたところで、国のほうから交付金の対象になりますと。なおかつ、起債をして、その起債について半分元利償還金から交付されましたということで、これが実現できれば、こちらの組合の財政負担は大きく削減できるものと思っております。大変喜ばしいことだと思います。

その中で、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる解体工事であれば、交付税措置の対象になるということで、この部分が果たして対象になるかどうかというところが気になるところです。総務省がホームページで公開しております公共施設等総合管理計画に係るQ&Aというのをを見ましたところ、一部事務組合の所有する施設を市町村の計画に含めることについてどうなのかということに関して、一部事務組合に係る負担金の増加等が見込まれている場合、まさに今回の場合だと思いますけれども、その場合には、そのような支出の見込みを踏まえて計画を策定することも考える。

つまり一部事務組合の分も、構成する市町のほうで計画に盛り込むことも可能ということが見解として示されておりますが、現状では各構成市町の計画の中には、一部事務組合の施設は対象外となっているのが現状でございます。旧施設の解体に係る財政措置を確実に受けるためにも、組合の施設を構成市町の公共施設等総合管理計画の中に追加で盛り込むか、もしくは当組合として独自にこの総合管理計画を策定する必要があると考えますがいかがでしょうか、見解を伺います。

○村田裕子議長 宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 桜井議員の再質問にお答えいたします。

件名1、新たなごみ処理施設整備のスケジュールについての(1)、造成工事の事業者選定、発注方式について、令和9年度当初予算に計上するのかについてですが、工事費の予算については、従来のスケジュールどおり令和9年度当初予算に計上する予定で進めておりますので、令和9年度から速やかに工事に着手できるものと想定しております。

次に、件名2、令和10年度以降に新たな焼却施設を整備する場合の交付金の算定についての(2)、生活系ごみ処理有料化を実施する場合は、適用除外とされているが、生活系ごみ処理有料化の定義はの県内で生活系ごみ処理の有料化を実施している団体はあるかについてですが、手数料を上乗せした規格を有するごみ袋、いわゆる指定袋を用いて有料化を実施している団体ですが、埼玉県内では、加須市、蕨市、幸手市、美里町、杉戸町、蓮田白岡衛生組合、秩父広域市町村圏組合の7団体がございます。

以上です。

○村田裕子議長 藤倉事務局長。

○藤倉 聡事務局長 次に、件名3の再質問、本組合として公共施設等総合管理計画を策定することについてですが、解体に関する財政措置を受けることは、直接的な支出の削減につながることから、構成市町の計画に追加で盛り込むのではなく、本組合で公共施設等総合管理計画を作成することを検討してまいります。

○村田裕子議長 以上で桜井議員の一般質問は終わりました。

5番目の通告者、川崎議員の質問を許可いたします。

○3番 川崎葉子議員 議席番号3番、鴻巣市選出の川崎葉子でございます。これより一般質問を行います。

1、5月8日正副管理者会議について、(1)、新たなごみ処理施設建設に向けてどう協議されたのか。5月8日の正副管理者会議を経て、神田新吉見町長が当組合の新たな管理者になられております。しかし、私は、町長選挙を戦う中でのブログや5月14日の吉見町議会での所信表明演説から、神田管理者が新たなごみ処理施設建設についてどう考えているのか、疑問があります。「新たなまちづくりへ決意！神田たかしは考えるNo.1」では、動画の中で、中部環境センターの枠組みを再編し、最新型焼却炉に移行と訴えています。また、現在の中部環境センターのごみ処理施設は、現状いつ壊れてもおかしくない状況なのです。私は、早急に現在の中部環境センター内部の焼却炉を最新型に更新させたいと考えています。そして、ごみ処理施設で困惑する自治体に呼びかけ、協力してくれる市町村と新たな枠組みで組合を組織し、コンパクトで効率のいい焼却施設を再生させたいと考えていますと、枠組み再編、新たな枠組みとまで発言をしています。

5月14日の所信表明演説では、現在の埼玉中部環境センターの焼却炉等を改修し、財政負担を軽

減する中で、適切なごみ処理ができないか、その可能性について調査してまいります。あわせて、より環境に配慮した効率性の高いごみ処理を実現するためには、今後何が必要なのかについて、組合及び構成市町全体で幅広く研究、検討していきたいと考えていますと発言しています。神田町長のこれまでの発言は、当然両副管理者も注視してきたと考えます。

そこで、5月8日の会議の中でそれぞれがどのように発言をし、どこを合意し、新管理者が決定されたのか、大事なプロセスと考え、詳細を伺います。

ア、新管理者に伺う。

イ、両副管理者に伺う。

2、新管理者の今後の組合運営方針について伺う。(1)、現在の埼玉中部環境センターの焼却炉等を改修する考えを吉見町議会で示されていることについて。所信表明での、現在の埼玉中部環境センターの焼却炉等を改修し、財政負担を軽減する中で、適切なごみ処理ができないかとの発言について、新管理者の真意を伺います。

新管理者は、当組合議員、さらに議長も経験しており、新たなごみ処理施設を建設することは喫緊の課題であることは、誰よりも認識しておられると思います。新たなごみ処理施設は、令和14年度稼働を目指しており、それまでにストップすることのないように、41年を経過する中部環境センターで3つある焼却炉の修繕をしておりますが、これらの修繕費用についてはどう認識しているのか。さらに、改修とは、どのような財政計画を持つの発言か。また、新たなごみ処理施設は、令和14年度稼働を目指しているが、今後のスケジュールに変更は生じないのか伺います。

ア、どのような財政計画を持つの発言か。

イ、新たなごみ処理施設建設稼働スケジュールに変更は生じないか。

以上でございます。

○村田裕子議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

神田管理者。

○神田 隆管理者 川崎議員さんの質問にお答え申し上げます。

件名1、5月8日の正管理者会議について、(1)、新たなごみ処理施設建設に向けてどのような協議がなされたかについてのご答弁申し上げます。5月8日に開催された会議は、新たな組合管理者を選任する会議で、鴻巣市長及び北本市長から推薦いただき、中部環境センターの地元である吉見町長が、引き続き管理者となりました。この会議は、管理者を決定するための会議でありましたので、予定していた議事進行は、この件名のみとなります。

なお、この協議を進める中で、新たなごみ処理施設の関係では、先ほど管理者諸報告でも申し上げたとおり、新たなごみ処理施設等の整備に関する事項は、今までどおり進める。現施設の再生については、その可能性について、関係する会社に対し聞き取り調査等を行うことで検討する。この

2点が話し合われました。

次に、2点目の新管理者の今後の運営方針について伺うの（１）、現在の埼玉中部環境センターの焼却炉等を改修する考えを吉見町議会で示されていることについて、ア、どのような財政計画を持つての発言かについて答弁申し上げます。私は、本組合の議会を経験しており、平成30年10月に実施された議会行政視察において、函館日乃出清掃工場を視察した折、建屋をそのままに使用し、施設の一部を稼働しながら、内部のプラント設備を入れ替えていく改修方法について説明を受けました。また、費用についても、新設よりも安価であるということでしたので、今回吉見町議会での私の所信表明に当たっての一つの参考としております。

なお、ご指摘の修繕費用ですが、直近５年間で平均で年間約6,300万円となっています。また、焼却炉等の修繕に係る財政計画につきましては、具体的な額は試算しておりませんが、新たな施設を建設するよりも安価となる必要があると考えています。

次に、イ、新たなごみ処理施設建設稼働スケジュールに変更は生じないのかについてですが、現時点でスケジュールに変更はありません。

以上です。

○村田裕子議長 並木副管理者。

○並木正年副管理者 川崎議員の件名１、（１）のイについてお答えをいたします。

新たなごみ処理施設建設に向けてどう協議されたというご質問でございますが、先ほど管理者が申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○村田裕子議長 三宮副管理者。

○三宮幸雄副管理者 川崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名１、５月８日に正副管理者会議についての（１）、新たなごみ処理施設建設に向けてどう協議されたのかについて答弁申し上げます。

ただいま管理者が申し上げたとおりです。

以上です。

○村田裕子議長 答弁が終わりました。

川崎議員。

○３番 川崎葉子議員 あまりにも簡単なお答弁でございました。

５月８日は、新たな管理者を決める大事な会議であったと思います。答弁では、そのプロセスが全く不透明でありました。枠組みや現在の施設の再生などということは、あまりにも大きな話であります。今後の計画にも影響を及ぼすような大きな発言であると考えます。改めて、神田管理者が何を訴えてきたのか、そして副管理者としてどのような発言があったのか明らかにすべきと考え、再度伺います。

○村田裕子議長 神田管理者。

○神田 隆管理者 ただいま申し上げたとおりでございます。

○村田裕子議長 並木副管理者。

○並木正年副管理者 川崎議員の再質問にお答えします。

管理者からの答弁のとおりでございますが、付け加えるとしますと、私からは、この事業は地元との連携の下進んでいる。さらには、地元の方のご協力の下に順調に進んできておりますので、このまま進めていきたいという旨の発言をさせていただきました。

以上です。

○村田裕子議長 三宮副管理者。

○三宮幸雄副管理者 川崎議員の再質問にお答えいたします。

会議の内容については管理者から答弁のとおりですが、私としましては、令和4年度から新たに多くの職員と多額の予算を投入し進めてきた事業であり、おおむねスケジュールどおりに進捗しているので、このまま進めていきたい旨をお話ししています。

以上です。

○村田裕子議長 川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 3回目の質問になります。

まさに今両副管理者がおっしゃっておいりましたけれども、大事なプロセスであったわけですので、今この会議の中で重要な発言と考えます。まさにそのようなプロセスを経て、そして理解がそれぞれ管理者、副管理者の中であったものと認識をいたします。

そして、もう一点お聞きをしたいことが、管理者からの新たな施設の建設に関する事務を進めることに並行して、今の中部環境センターの再生について検討したいという発言を受けて、どのような話合いがあったのかということでございます。中部環境センターの再生という大きな話です。先ほど管理者からも、函館視察に行ったときの詳しい視察内容をお話しされましたが、今のこの発言、中部環境センターの再生というこのような大きな話については、どのような話合いがあったのか、改めて両副管理者に伺います。

○村田裕子議長 並木副管理者。

○並木正年副管理者 川崎議員の再々質問にお答えします。

再生というお話ですけれども、管理者のそういった再生という発言に対しましては、現在の計画を今までどおり進めるべきとお話をしております。

以上です。

○村田裕子議長 三宮副管理者。

○三宮幸雄副管理者 川崎議員の再々質問にお答え申し上げます。

並木副管理者と同じ意見を申し上げました。

○村田裕子議長 以上で川崎議員の質問を終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時 07 分

再開 午後 零時 15 分

○村田裕子議長 これより会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○村田裕子議長 日程第13、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

神田管理者。

○神田 隆管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑罰である懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例を整理するものでございます。

その概要を申し上げましたが、細部につきましては、事務局より説明させます。

また、議案第8号は人事案件であります。議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意については、当組合の監査委員として、鴻巣市議会から選出いただいております金子雄一議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたいとするものです。

以上の2議案について、慎重審議の上、原案のとおり可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○村田裕子議長 日程第14、議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、議案第7号について説明を申し上げます。

議案第7号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。条文の朗読を割愛し、要点を説明申し上げます。本条例は、令和4年6月13日に成立しました刑法等の一部改正により、懲役と禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例を整理するものです。

拘禁刑創設の趣旨は、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生、再犯防止のために必要な作業を受刑者に行わせ、また受刑者に必要な指導を行うことを可能とするものであり、この改正は令和7年6月1日より施行されるものです。本組合において懲役及び禁錮を使用する条例は5本で、この全てで所要の改正を行います。併せて同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものです。また、条例改正の内容は、第1条から第5条までの条例中、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものです。

附則でございますが、施行期日については、改正法の施行日に合わせて令和7年6月1日から施行するものです。

裏面をお願いいたします。第2項、第3項は、罰則の適用等に関する経過措置です。過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合に、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適用に影響が生じないための経過措置です。

第4項は、人の資格に関する経過措置です。欠格条項など懲役や禁錮に処せられた者や、これらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合に、今回の刑法改正に伴って、これらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置です。

また、議案書の2枚目以降は、改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、構成市町では、3月定例議会において同様の条例改正がなされております。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田裕子議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○村田裕子議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、採決

○村田裕子議長 日程第15、議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、金子雄一議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、金子議員の退席を求めます。

〔5番 金子雄一議員退席〕

○村田裕子議長 管理者より議案第8号の細部説明を求めます。

管理者。

○神田 隆管理者 議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてをご説明申し上げます。

2年間にわたりまして吉見町議会選出の秋山真美議員にご尽力を賜りましたが、5月14日をもって退任となりましたので、当組合の監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めたいとするものでございます。

後任の監査委員に鴻巣市議会から選出されております金子雄一議員を選任いたしたいとするものでございます。住所は鴻巣市滝馬室1115番地、生年月日は昭和31年10月9日生まれの方であります。

金子議員の経歴の概要を申し上げます。平成23年5月に鴻巣市の市議会議員に就任され、現在4期目でございます。鴻巣市議会では、市民環境常任委員会委員長、議長等を歴任されたほか、令和3年度から本組合の議会議員に就任され、組合議長を歴任されております。

以上、金子議員の経歴の概要を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○村田裕子議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○村田裕子議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

金子雄一議員の復席をお願いいたします。

〔5番 金子雄一議員復席〕

○村田裕子議長 金子議員へ申し上げます。

ただいま採決いたしましたところ、監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

ここで、監査委員に選任されました金子議員よりご挨拶をお願いいたします。

○5番 金子雄一議員 ただいま監査委員の選任同意につきまして、皆様のご賛同いただき、誠にありがとうございます。

議会選出の監査委員として、山田代表監査委員さんのご指導をいただきながら研さんを積んでまいりたいと思います。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、私からの監査委員就任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○村田裕子議長 ありがとうございました。

◎閉会中の継続審査の件

○村田裕子議長 日程第16、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

湯沢議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がございました。

お諮りいたします。湯沢議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○村田裕子議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○神田 隆管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、同意いただき誠にありがとうございました。

当センターは、昭和59年に稼働して以来、本年で42年目を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転させていただいております。深く感謝申し上げます次第でございます。

本組合の業務は、住民生活に直結する重要な業務であります。施設の老朽化に伴い、緊急に修繕が必要になる状況が多発しておりますが、今後も安定稼働に向けた種々の保守点検、修繕等を適切に実施しながら、施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たってのご挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○村田裕子議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○村田裕子議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 零時 31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年5月27日

前	議	長	金	子	雄	一
---	---	---	---	---	---	---

議		長	村	田	裕	子
---	--	---	---	---	---	---

副	議	長	岩	崎		勤
---	---	---	---	---	--	---

署	名	議	員	湯	沢	美	恵
---	---	---	---	---	---	---	---

署	名	議	員	福	井		学
---	---	---	---	---	---	--	---

署	名	議	員	大	野	陽	康
---	---	---	---	---	---	---	---